

第10章 天然資源・環境分野の開発

A. 総論

本章では、国家開発の3番目のプライオリティーである「経済再建の促進、および国民経済システムに基づく持続的で公正な開発基盤の強化」の実践を支援するための政策とプログラムを説明する。

本章に述べる天然資源と環境の開発は、天然資源と環境の機能のバランスと保存を目指し、それにより継続的な開発が保証されるよう、各開発部門の活動規範となるものである。

天然資源の活用のパターンは、本来、慣習社会や地域住民にアクセスが開放されたものでなければならず、いくつかの住民団体または特定グループに集中してはならない。したがって、天然資源の活用は、慣習社会や地域住民に機会を与え、彼等をして積極的に参加させるもので、住民が継続的に天然資源を管理運営できるよう、その能力を向上させるものでなければならない。

天然資源は、明確公正な taxation、課徴金、生産分与制度などのメカニズムを通じた国家収入の増大、ならびに天然災害の防止策として非常に重要であり、政府は天然資源の管理運営政策を検討するに当たり、その役割を最大に発揮すべきである。また地方自治の施行に並行して、天然資源の管理運営において中央政府から地方政府へ段階的な権限委譲を行っていくが、これは地域住民の役割を高め、環境機能が恒常的に維持されることを目指すものである。

天然資源の管理運営と環境機能の保全に当たっては、国民による管理を強化し、法の優先を確立することが非常に重要である。それは、これらの資源を活用し、その成果を享受するという国民の権利を実現するものであり、同時に住民間および住民と政府の間に発生しうる抗争を軽減する効果を持つ。天然資源の管理運営に関連する法制度は、恒常性を睨んだ視野、人権の尊重、民主主義、性差別の廃止、グッド・ガバナンスなどの要因を満たすものでなければならない。天然資源の管理運営を規制する法規は、天然資源の支配と利用に関する法制上のオーバーラップを排除し、中央、地方および各関連部門が担う役割間の調和を生み出すものでなければならない。更に、天然資源の利用に当たり、その活用と管理に住民を積極的に参画させることは、国民の公民権および住民の伝統的権利を保護することにほかならない。ゆえに、これらの点により大きな関心を払うべきである。

経済危機の結果、貧困の増大と司法の弱体化が生まれているが、森林や天然保護地帯の盗伐を含め、天然資源の破壊が今後ますます悪化しないように注意を払う必要がある。

また、工業汚染、技術・衛生上の条件を満たさない廃棄物の処理、環境に安全でない燃料の使用、環境自体の自然維持力・許容力を無視した農業、漁獲、林産加工業など、多くの地域で発生している環境破壊を低減させるためにも、住民および工業活動の集中化を抑制する必要がある。

これら天然資源と環境の問題と状況を勘案したうえ、天然資源と環境の管理運営部門で努力すべき政策目的は、以下の通りである。

- (1) 環境に優しい技術の導入を通じ、環境の自然維持力・許容力に注意しながら、再生が効くものも効かないものも包括した天然資源の管理運営を行う。
- (2) 天然資源の破壊および環境汚染を避けるべく、公正で一貫した法の強化を行う。
- (3) 天然資源と環境の管理運営における権限と責任を段階的に地方政府へ委譲していく。
- (4) 地域住民の福祉向上のために、天然資源と環境の管理運営において住民のエンパワメントと住民の経済力の活性化を図る。
- (5) 天然資源と環境の管理運営の成功度を認知するために、効果的な評価指標の導入を図る。
- (6) 現存する自然保護地域の保全に努め、特定地域においては新規に自然保護地域を指定する。
- (7) グローバルな環境問題の解決を図るために、一般住民を参画させる。

このプログラムの目標は、継続的かつ公正な観点に立った天然資源の管理運営を実現することである。すなわち、地域住民の福祉向上ならびに一定の品質基準に見合う環境の質的向上を図り、また、天然資源と環境の最大活用を図るうえで、世代間、実業界と住民の間、および先進諸国と開発途上国との間に公正な関係を実現することである。

B. 政策指針

天然資源と環境分野における国家開発は、基本的には、環境の機能保全とバランス、継続性のある開発、経済的利害と地域住民の生活習慣、および国土開発計画に留意しながら天然資源を国民の繁栄のために最大限に活用する努力である。以上に述べた目的、目標を達成するために、1999-2004年国策大綱は次のような指針が述べられている。

1. 天然資源を管理し、世代から世代へ国民福祉の向上に役立つよう、その維持力を擁護する。
2. 環境に優しいテクノロジーの導入により、天然資源および環境の保全、リハビリテーション、消費の節減を行い、それらの天然資源および環境の活用の向上を図る。
3. 天然資源の管理運営において、自然の再生能力維持が可能な範囲の諸指標を導入し、不可逆的な破壊を防止する。
4. 天然資源の選択的な管理運営および環境の保全に関する権限を中央政府から地方政府に段階的に委譲し、これらを法規制で規定し、エコシステムの保持を図る。
5. 環境機能の保全とバランス、サステイナブルな開発、地域社会の経済的利害と生活習慣、ならびに国土開発計画に留意し、これらを法規制で規定し、国民の繁栄のために天然資源の最大活用化を図る。

C. 開発プログラム

以上、天然資源と環境分野において優先的に行うべき活動に基き設定された目的、目標に注意しながら、来る5年間に計画、実行すべき5つの開発プログラムを具体化する。5つのプログラムは互いに関連し合い、最終的には、より良く、健全な環境において公正でサステイナブルな住民福祉の向上を実現することが目的である。これらのプログラムは以下のとおりである。

1. 天然資源と環境に関する情報の開発とアクセス向上プログラム

このプログラムの目的は、天然資源と環境の潜在的可能性と生産性に関する情報について、データの目録作成と評価、価値判断および情報システムの強化を行い、十全な情報を取得、提供することにある。達成目標は、資源の位置、価値、量など、天然資源と環境に関するデータ・情報を各地の地域住民に広く提供し、アクセスできるようにすることである。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 陸、海、空に渡る天然資源・環境の潜在的可能性の目録作成と評価。
- (2) 森林、水、海洋、空気および鉱物資源の潜在的可能性評価。
- (3) 天然資源のバランスに関する研究。
- (4) 段階的に環境に優しい「グリーンGDP」を達成する。

その他、本プログラムで行う主活動には、以下のようなものがある。

- (1) 島嶼地域も含め、エコシステムが破壊されやすい地域のデータ作成。
- (2) 森林地域の境界に関するデータの作成、および天然資源と環境に関する情報システム部門の科学技術研究。
- (3) 住民の情報へのアクセス向上。

2. 天然資源の管理運営、保全、リハビリテーションの効果向上プログラム

このプログラムの目的は天然資源（森林、海洋、水および鉱物）の利用と環境保全の均衡を保つことにあ

る。達成目標は、天然資源を工業原料需要を満たすために効果的、継続的に活用すること、また自然保全地域が天然資源の非管理、濫用により破壊されないように護ることにある。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 天然資源の管理運営、保全およびリハビリテーション政策の見直し。
- (2) 国土開発計画に添った河川流域アプローチによる森林資源および水資源の管理運営。
- (3) 危機に瀕した森林や耕地、海岸地域、および天然資源の加工現場の跡地における植林とリハビリテーション。
- (4) 天然資源保護のために、累進的で合理的な課徴金制度を設けて天然資源の乱用を阻止する。
- (5) 陸生および水生生物に対し、原生地および原生地外における保護活動、ならびに遺伝子工学的手法を通じ、これら生物の多様性の管理と保護を図る。
- (6) 天然資源活用で得られた成果を資金源として、天然資源の活用および環境の保全を目指す調査を促進し、グローバル市場における付加価値の最大化を目指し、環境の質的向上に努める。
- (7) 最適技術、ローカル技術、現物再生利用技術を含めた環境に優しい天然資源活用技術の開発。
- (8) 国際市場で競合できるアドバンテージを持つ植物、動物およびその他海洋生物を活用した産業の開発。
- (9) 天然資源の自己保存能力の存続を確保するために、天然資源に基盤を置く産業の合理化と再編を行う。
- (10) 特徴的なエコシステムをもつ地域において、環境保護的視野に立った観光サービスを開発する。

3. 環境の破壊・汚染の防止・管理プログラム

このプログラムの目的は、環境の破壊・汚染を防止し、天然資源の過度の利用や工業、運輸活動によって破壊された環境を修復して、環境の質的向上を図ることにある。このプログラムの目標は、一定の環境基準に適うクリーンで健全な環境を実現すること。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 環境的視野に立った技術、特に水資源や森林資源の加工ならびに環境に優しい産業に関連する伝統的技術の開発。
- (2) 環境の質基準と指標の決定。家庭・産業・運輸廃棄物の管理技術の開発。
- (3) 生産コストの中に環境コストを包括すること。
- (4) クリーンな生産技術の開発。
- (5) 環境の管理運営資金調達を管掌する機関の設立。
- (6) 環境保全を担当する機関にキャパシティーの委譲が確実に実践されるような保証。
- (7) 水、土地、空間、海洋汚染の抑制。
- (8) 環境質基準の継続的なモニタリング、監視および評価。この中には、環境汚染の抑制を留意した住宅地・工業地開発計画を含む。

4. 天然資源管理と環境保全に関する機関および法の確立プログラム

このプログラムの目的は、天然資源と環境の効果的かつ公正な管理運営を実現するために、関連機関の開発、法制度、規制および政策の整備を行い、法の厳正な適用を図ることにある。このプログラムの目的は、天然資源および環境分野における法規を整備し、公正かつ一貫した法の適用により、強固な管理機関を実現することである。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 天然資源の管理に関する法令および諸規定の整備。
- (2) 天然資源・環境管理に住民がアクセスできるよう機会を開放し、監視させるための政策の策定。
- (3) 天然資源・環境管理に関する法規制の施行評価。
- (4) 天然資源・環境管理における司法確立機関の強化。
- (5) 天然資源、特に海洋資源の利用に対する、MCS (モニタリング、コントロール、監査/サーベイランス) 方式による監視・管理システムの開発。
- (6) 天然資源に対する地域住民の伝統的組織の所有権・管理権の承認。

- (7) 複数の地方行政区にまたがって存在する資源も含む、天然資源・環境の管理における地方政府のキャパシティの強化。

以上のほかに行う主要な活動は、以下の通りである。

- (1) 天然資源・環境管理における国際協定の実践を促進し、併せて環境問題を理由に開発途上国の輸出と経済開発を阻もうとする動きを警戒する。
- (2) 外国勢力による生物資源およびローカル技術の略奪に対する監視システムの強化。
- (3) 天然資源・環境管理におけるインセンティブならびに抑制制度の開発。
- (4) 国際レベルの競争力をつけるべく、できるだけ多くの産業・サービス企業における環境管理制度や環境管理業績（ISO-14000 やエコ・ラベリングなど）の自主プログラムの実践を促進する。

5. 天然資源管理および環境保全における住民の役割向上プログラム

このプログラムの目的は、天然資源の管理および環境の保全に対する関連機関の役割と関心を高めることにある。プログラムの目標は、天然資源の管理および環境の保全のための、政策の検討から決定、企画、実践、監督までのプロセスにおいて住民参画を受入れる体制を整えることである。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 天然資源の管理および環境の保全に関心を持ち、かつ管理運営ができる住民の数と質の向上。
- (2) 宗教、慣習、文化的アプローチを通じて天然資源の管理および環境の保全における地域住民の役割を高める。
- (3) 天然資源の管理および環境の保全において、さまざまな関係者を巻き込んだ住民組織を推進し、彼等との事業提携の諸方式を開発する。
- (4) 天然資源の管理および環境の保全における住民の伝統的権利の保護を図る。

その他の主要活動は、以下の通りである。

- (1) 環境保護の視野に立った開発政策を普及させる。
- (2) 慣習社会および地域住民の社会経済状況や文化に関する研究。
- (3) 環境を維持するための伝統的知識の有効利用。
- (4) 伝統技術や環境に優しい技術の擁護。
- (5) 産業界および一般社会が環境保全の視野に立った法規定や地域の価値基準を遵守するよう啓発する。

D. 天然資源・自然環境分野の開発プログラムのマトリックス表

No.	国策大綱に述べられた指針	国家プログラム	業績評価指標
1.	<p>1. 天然資源を管理し、世代から世代へ国民福祉の向上に役立つよう、その維持力を擁護する。(天然資源と環境、第H.1項)</p> <p>2. 環境に優しいテクノロジーの導入により、天然資源および環境の保全、リハビリテーション、消費の節減を行い、それらの天然資源および環境の活用の向上を図る。(経済、第B.5項)</p>	<p>1. 天然資源と環境情報の開発とアクセス向上</p>	<p>1. 天然資源と環境に関する目録作成および再評価が行われる。</p> <p>2. 天然資源のバランスに関する研究が行われる。</p> <p>3. エコシステムが破壊された地域のデータが作成される。</p> <p>4. 天然資源と環境の情報システム部門の科学技術研究が行われる。</p> <p>5. 情報に対する住民のアクセスが向上する。</p> <p>6. 陸、海、空の天然資源・環境資源に関するデータ・情報がされる。</p>
2.	<p>環境に優しいテクノロジーの導入により、天然資源および環境の保全、リハビリテーション、消費の節減を行い、それらの潜在的効用の向上を図る。(天然資源と環境、第H.2項)</p>	<p>2. 天然資源の運営、保存、リハビリテーションの効果の向上</p>	<p>1. 天然資源使用計画が策定される。</p> <p>2. 天然資源の管理効率および保護が向上する。</p> <p>3. 保存地域の機能が向上する。</p> <p>4. 森林地域、海岸地域、鉱業採掘跡地における危機的領域が減少する。</p>
3.	<p>天然資源の管理運営において、自然の再生能力維持が可能な範囲の諸指標を導入し、不可逆的な破壊を防止する。(天然資源と環境、第H.5項)</p>	<p>3. 環境の破壊・汚染の防止と管理</p>	<p>1. 工業廃棄物を管理する諸施設の整備、およびクリーンな製造技術の開発がなされる。</p> <p>2. 環境に関する全国および地域ごとの指標、質基準が設定される。</p> <p>3. 環境の質的向上が達成される。</p> <p>4. 環境の質モニタリングの正確なデータが完備する。</p>
4.	<p>天然資源の選択的な管理運営および環境の保全に関する権限を中央政府から地方政府に段階的に委譲し、これらを法規制で規定し、エコシステムの保持を図る。(天然資源と環境、第H.3項)</p>	<p>4. 天然資源の管理運営と環境保全関連機関の整備および法の確立</p>	<p>1. 天然資源と環境の管理運営機関の能力が向上する。</p> <p>2. 天然資源と環境の管理運営における地方の権限および責任が向上する。</p> <p>3. 天然資源と環境の管理運営部門における組織・機関が整備される。</p> <p>4. 天然資源と環境の管理運営部門における法的違反件数と程度が低減する。</p> <p>5. 外国勢力による海洋資源の略奪およびローカル・テクノロジー盗用事例が低減する。</p>
5.	<p>環境機能の保全とバランス、サステイナブルな開発、地域社会の経済的利害と生活習慣、ならびに国土開発計画に留意し、これらを法規制で規定し、国民の繁栄のために天然資源の最大活用化を図る。(天然資源と環境、第H.4項)</p>	<p>5. 天然資源の管理運営と環境保存における住民の役割の向上</p>	<p>1. 天然資源と環境の管理運営における住民の能力が向上する。</p> <p>2. 天然資源と環境の管理運営における慣習社会と地域住民の権利が尊重される。</p> <p>3. 天然資源と環境の管理運営における地域住民のアクセスと役割が向上する。</p> <p>4. 天然資源と環境の管理運営における住民組織との業務提携が促進される。</p> <p>5. 産業界による地域住民の価値観の侵害が減少する。</p>

第11章 国防・治安分野の開発

A. 総論

本章で述べる各種政策およびプログラムは、国家開発の1番目のプライオリティーである「民主的な政治システムの構築および統一・団結の維持」の実践を支援するためのものである。

国防・治安分野の開発はかなりの進展を見せてはいるが、今なお弱点を含んでいる。過去の政権がインドネシア国軍（TNI）およびインドネシア共和国警察（Polri）を支配の道具に使用してきたこと、治安に対し今なお国民が不安を抱いていること、治安・秩序の阻害要因の増大、大衆暴動や各種の違法行為、基本的人権の侵害事件の頻発などに影響されて、国軍や国家警察に対する国民の信頼はまだ弱い。

過去、海外からの脅威に対応するために、インドネシア国軍の社会的政治的影響力を頼りにしてきた結果、国軍の位置付けと役割に歪みが生じてきた。彼等は社会的、政治的勢力としては優れながら、プロフェッショナルな軍隊としてのレベルは低下するという結果を招いた。防衛力の弱さ、ならびに人員の開発と主要兵器が需要に対しあまりにも貧弱である現実、インドネシアの地理的状況と密接に関係している。国軍があまりにも遠隔な地域の治安や社会秩序の維持の任務を負わねばならないという現実、警察組織の役割と機能にも歪みを生じさせてきた。すなわち、犯罪解決のプロとしての警察当局の能力を損ない、ひいては国民が治安・安全の保証に不安を抱く結果を招いている。

インドネシアの国防・治安制度はかなり根本的な変遷を体験した。国軍を国家防衛システムの中核として、国家警察を治安と社会秩序の維持機関として位置付けることにより、基本的な発想の転換を遂げたのである。国軍、国家警察ともに二重機能（国防・治安機能と社会政治機能）を廃止し、したがって政界の実務に関与することはなくなった。国家防衛ならびに国家治安システムにおいては、二重機能を脱し、それぞれがプロフェッショナルな国家防衛・治安システムを実現するという目的を達成するために、その具体的な実践策は国防と治安という2つの部分から構成される。国防問題と治安問題を分離したのは、それぞれの機関の任務、責任、機能を明確に位置付けるためである。

国防と治安の開発は、インドネシア国軍および国家警察に対する国内外の信用とイメージを回復するという、重要な課題に直面している。国の防衛機関であるインドネシア国軍は、人員および主要機器と兵器システムのいずれにおいても量的、質的に非常に不足した状態にありながら、地理的な困難を克服し、インドネシア諸島にまたがる全領土をカバーしなければならない。一方、社会の治安、秩序を維持するために、法の執行者たる役割を担う国家警察は、国民に対する法の確立、市民の保護とサービスという任務を果たさなければならない。このように、インドネシア国軍と国家警察は、それぞれの基本任務、心構え、役割、および任務に則った所属要員の行動を基盤にその役割と機能を果たすことにより、国軍は国家防衛力の核として、国家警察は法の執行機関の核として、国家統一の維持において、その主要任務を果たすことが期待されている。

B. 政策指針

1999-2004年国策大綱に基く国防・治安部門の開発指針は以下のとおりである。

1. 基本的人権を尊重し、国家開発活動に奉仕、支援しつつ、国内外の脅威に対しインドネシア共和国の国家統一を保護、維持、防衛する国家機関として、インドネシア国軍の新しい規範に添ってその役割の再配置、再定義、ならびに再実現を行い、一貫性のある再編を推進する。
2. 訓練の義務化と戦力基盤の開発を通じて自国防衛意識の向上を図り、インドネシア国軍と国家警察を主力に、かつ国防・治安に関する他の構成要因を支えとして、国民の力に立脚した全国民的国防治安維持力を開発し、インドネシア国軍、国家警察、および国民の間に連帯意識を実現する。
3. 十分な施設、設備、予算を支えとして、インドネシア国軍の質的向上を図り、主要戦力要因を比率的に

増強し、かつ地域ごとの国防治安維持力を開発、促進することを通して国軍のプロフェッショナリズムを向上させる。

4. 地域の治安を維持し、世界平和維持の努力に参画する中で、国防と治安部門における相互協力を拡大し、その質的向上を図る。
5. インドネシア共和国警察をインドネシア国軍から段階的、継続的に分離していく中で、法の確立を担う国家機関として、また地方自治拡大に伴う住民の保護・擁護機関としてのプロフェッショナリズムを向上させることにより、国家警察の完全自立を図る努力を徹底的に推進する。

C. 開発プログラム

1. 国防

国防部門の開発において重要な課題は、国家と国民の主権擁護機関としての国軍本来の役割と機能を担うべく、国軍要員の行動規範と精神の変革を図ることにある。国家主権に対する脅威、特に外界からの脅威は常にその可能性があるという自覚を国軍自身の中に、常時、喚起せしめなければならない。もうひとつの課題は、一般市民や兵士の中に、国軍の誇りと權威に対する価値観を植え付けることである。これを達成するためには、インドネシア国軍がその役割と機能をよく果たし、更には、敵に対する撃退能力に長けた軍事組織として国軍力の強化を常に推進することである。それによりインドネシア国軍の存在は、高い戦闘力を持つというイメージを生み出し、抑止効果をもつことができる。このことは、国家の主権を護り、治安を維持し、かつ外交関係においても成功を収めるために重要な支援要因のひとつである。

国防部門の開発は国防開発プログラムと国防支援開発プログラムを通じて行っていく。

1.1 国防開発プログラム

このプログラムの目的は、専門的、効果的、かつ効率よく、比較的短時間に国土の全領域に進駐でき、緊急事態においては速やかにその力と能力を展開することができるような高度な質と機動性を持った近代的な国家防衛力を実現するために、必要に見合った国防力を段階的に強化することにある。

このプログラムの目標は、戦略上の状況展開に伴い、国家の主権と統一を脅かす全ての脅威に対応できる国家防衛機能の主たる担い手として、プロフェッショナルなインドネシア国軍を実現することである。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 国軍の活用と育成に関する大統領の権限を明確化し、大統領と国軍の関係を調整する法律を整備する。
- (2) 国軍と国家警察の分離に関する2000年国民協議会決議第6号、ならびに国軍の役割と国家警察の役割に関する2000年国民協議会決議第7号に基き、社会、国民、国家としての生活を営む中で新しい規範による国軍組織の役割と機能について一貫性のある再編を行う。
- (3) 国軍に対する国民の信頼感、誇り、および好感を回復することなどを目的に、インドネシア国軍の教育カリキュラムの改善や、国家防衛体制の主要因たる国軍の役割、任務、機能に見合う国軍兵士の精神のあり方や行動規範の再編などを通じて兵士のプロフェッショナリズムの向上を図る。
- (4) 戦略上の状況進展に合わせて国軍総本部レベルに始まる軍機構の勢力バランスを保ちつつ、国防上の義務を遂行するために、よりよく自己調整し、役割、機能、および各軍隊間の協力が保証されるべく、国軍総司令部および各軍における機構と業務体制について効率的な再編を行い、これを定着させる。また、地方自治の進展に合わせ、国土防衛一般計画ならびに軍事力の構成に関する見なおしが必要となる。
- (5) 国軍の人員、資材、主要兵器、組織について一般戦力に見合う数と質の拡充を行い、それに伴う周辺組織の調整、支援を図り、国家経済の成長につれて拡大する責任を担うべく、国軍力の開発と促進を段階的に実践していく。
- (6) 中央および地域の戦略的軍事力を開発し、陸・海・空の動員・警戒態勢と早期偵察態勢を強化することにより、脅威、特に外敵の潜入、領土侵犯、海洋資源の非合法開発、および国家主権への威嚇に対し、直ちに対応できるようにする。そのほか、各地の状況に合わせて主要戦力の動員態勢の再編を行い、紛争が起りやすい地域において各部隊を、迅速、的確に動員できるようにする。

- (7) 国軍の軍事力と能力の育成、開発、ならびに国軍の各構成要員が効果的、効率的、かつ恒常的な動員態勢を維持できるよう、研究開発能力を含め、質的、量的に十分な支援能力を開発する。この中には緊急事態に備えて予備軍の動員力を強化することも含む。
- (8) 全体的な人員の質向上を図り、戦略的状況進展の必要に応じて、国軍としてのプロフェッショナルな人的資源を生み出せるよう、国軍要員の教育訓練機関のリクルート能力の向上を図る。

1.2 国防支援開発プログラム

このプログラムの目的は、プロフェッショナルな近代的経営管理を行い、領土利用、サーヴェイ・地図作成、天然資源および人口資源、国家的施設・インフラ、科学技術と戦略的産業、人的資源の開発、ならびに国防部門における国際協力における育成・活性化の能力を高めることにある。

このプログラムの目標は、国家防衛の体制づくりを支援するために、人的資源、天然資源、および人工資源の管理運営を行うことである。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 現行法規に従い、国家防衛体制づくりのために、人的資源と天然資源の潜在能力を開発する。基本的には、国民、領土、全国民参加の防衛体制 (Sistem Pertahanan Rakyat Semesta) の中で、国家防衛意識の育成などにより、国土資源の全ての活用を図る。そのほか、人工資源の開発、国家施設・インフラの活用、国土防衛力の組織と編成を支援するための組織機構の整備、および国防力の組織化を支援するために国家産業の潜在能力の開発にも努力する。
- (2) インドネシア共和国の国防・治安の基本規定に関する1982年法律第20号および国家防衛の管理運営に関するその他規定の見直しを行う。また、国家防衛ドクトリンの見直し、ならびに国内および国際情勢の進展に既に合わなくなった国防省および国軍のドクトリン・規則などの改訂を行う。
- (3) 国軍の主要兵器の需要を支援できるよう、支援機関の段階的、継続的な機構再編と組織化を推進すべく、国軍内部の各組織間のほか、その他関連機関との協力態勢の向上を図る。
- (4) 地域の治安安定および世界の秩序を維持するために、各種のフォーラムを通じてアセアン、アジア太平洋、およびその他国際諸国との間に国防治安上の協力を促進する。

2. 治安

現在、あらゆる情報開示が要求され民主化のプロセスが進行する時代にあつて、諸権利および情報公開に対する国民の自覚も向上し、不正行為、格差、およびさまざまな形の癒着・汚職・縁故主義が国民に周知されるようになってきた。これらの問題を解決するのに、法の厳正かつ公正な適用ができなければ、国民の間に不満感を喚起し、ひいては無秩序な行動を呼び、社会の治安秩序および国家安全に障害が生じることになる。したがって基本的人権の尊重を遵守し、違法行為を解決するに当たっては、法的基盤に基いた各種の方策、戦略、技術をもって真剣に取り組む必要がある。

治安部門の開発は、治安・社会秩序の維持開発プログラムと国内治安開発プログラムによって推進していく。

2.1 治安と社会秩序の維持開発プログラム

このプログラムの目的は、治安と社会秩序の維持制度を実現し、それにより全てのインドネシア国民を現行法規に基き、治安・社会秩序の妨害から守ることができるようにすることにある。

このプログラムの目標は、法の確立と治安と社会秩序の維持における中核的責任者であり実践者としてのプロフェッショナルな国家警察を実現し、それにより、国民の総体的支持を得たあらゆるコミットメント・合意事項を実践する際に必要な各種支援を行い、戦略的環境の変化に合わせて拡大する諸要求への対応態勢を整えることである。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 刑事事件における真相解明の捜査、違法行為や犯罪の防止活動、大衆運動の管理、治安と社会秩序に対する脅威・妨害からの住民保護、暴動への対応、テロ対策、爆破物の処理、および住民の支援救済活動

においてプロフェッショナルな能力と十分な準備態勢のレベル向上に努める。

- (2) 国家警察要員に対する教育カリキュラムの改善、ならびに治安と社会秩序の維持を担う主要構成要員としての役割、任務、機能に添った精神のあり方と行動規範の整備を通じ、警察のプロフェッショナルリズムを強化する。また、国家警察に対する国民の信頼を得るために、住民の社会文化に添った心理的アプローチおよび全ての国民に対する厳正かつ透明な対応・処分を実践する。
- (3) 国家警察要員の需要を満たすための要員増強、それに伴う資材面の質的、量的向上、および国家警察の業務を支援するに必要な設備の拡充により、国家警察力の段階的な強化を行う。
- (4) 地方自治の実践に調和した独立国家機関として、プロフェッショナルな国家警察の自立のために国家警察機構ならびに関係法令の整備を行う。
- (5) 以下の活動によりその他の警察機能の開発を行う。
 - (a) 法律に基づき、国家公務員の捜査員、特別警察、およびその他の警察要員の犯罪捜査技術の向上を行う。
 - (b) 任務遂行を円滑にするために政府機関内外の各組織との調整、協力を促進する。
 - (c) 国家警察機能を担うための態勢促進における指導、ならびに任務遂行するに当たっての管理、監督強化。
 - (d) 教育、トレーニングも含め、警察機能の技術・戦略上の支援を行う。
 - (e) 現存する技術的機能以外にも、統合的な警察機構としての処置を国内および国際領域において実践する。
 - (f) 国家警察の任務を支援するために、経営、組織、プロセスの整備を行い、その他警察機能の任務を果たすための能力を開発する。
- (6) 法の確立と治安と社会秩序の維持を迅速、確実、適正に実践するための業務支援能力の促進、ならびに治安と社会秩序の維持を目指す国民教育と指導を向上させるために、以下の活動を行う。
 - (a) 現行法規に従い、天然資源、人工資源、国家施設・インフラの潜在能力を活用する。
 - (b) 大統領が国家警察の政策指針を策定したり、国家警察長官の任免を行う際、国家警察院 (Lembaga Kepolisian Nasional) を通じて支援、提案を行う。
 - (c) 麻薬取締り関連の国策決定や、政府・非政府機関相互の間の情報・データの交換・コミュニケーション、および訓練・教育の実践に当たり、国家麻薬取締り調整庁 (Badan Koordinasi Narkotika Nasional) を通じて提言を行う。
 - (d) 国際犯罪の捜査、取調べ部門において、犯罪情報・データの交換・コミュニケーションの促進を図り、各種の国際犯罪を防止、回避、対応を行うために、国際警察機構 (Interpol) 加盟諸国の警察と協力を推進する。
 - (e) 国家犯罪情報センター (Pusat Informasi Kriminal Nasional) を設立し、犯罪データおよび関連データの収集システム、犯罪分析システム、犯罪情報コミュニケーション・システムを開発し、捜査方針の決定ならびに政府および国民向け情報活動を支援する。
 - (f) 法の確立を担う事務機関に対し技術的支援を行うために、身元確認制度を導入する。これには、特に指紋を基に各個人を識別する身元確認センター (Pusat Identifikasi Nasional) の設立を含め、あらゆる形態の確認技術を含む。

2.2 国内治安の開発プログラム

このプログラムの目的は、国家治安維持力の全てを最大活用し、統合的に結集して、法治国家の領土と国内治安妨害に対する治安維持能力を向上させることにある。

このプログラムの目標は、民族の統一と領土の統合を脅かす治安妨害に対し、インドネシア国軍と国家警察がそれぞれの役割と機能を基に、相互に協力、支援し合い、国防と治安維持活動の連携を図ることである。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 国内治安の妨害に対する国家警察およびその他の防衛機関の役割を規定する法規を整備し、改正を図る。
- (2) 国内治安を維持できるよう、十分な支援施設・インフラの向上を図る。
- (3) 国内治安問題に対応するために、国家警察を支援すべく、国軍の関与態勢を規定する。

D. 国防・治安分野の開発プログラムのマトリックス表

No.	国策大綱に述べられた指針	国家プログラム	業績評価指標
1.	基本的人権を尊重し、国家開発活動に奉仕、支援しつつ、国内外の脅威に対しインドネシア共和国の国家統一を保護、維持、防衛する国家機関として、インドネシア国軍の新しい規範に添ってその役割の再配置、再定義、ならびに再実現を行い、一貫性のある再編を推進する。	国防開発	<ol style="list-style-type: none"> 1. インドネシア国軍の新規範に添って国防管理問題の関連法規の見直し、改正がなされる。 2. 現行の国防ドクトリンが改善される。
2	訓練の義務化と戦力基盤の開発を通じて自国防衛意識の向上を図り、インドネシア国軍と国家警察を主力に、かつ国防・治安に関する他の構成要因を支えとして、国民の力に立脚した全国民的国防治安維持力を開発し、インドネシア国軍、国家警察、および国民の間に連帯意識を実現する。	国防開発 国防支援の開発	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各軍の間にそれぞれの役割と機能に合った協力関係が実現する。 2. 戦力基準に従い、人員、資材、主要兵器および組織の量と軍事力の強化が達成される。 3. 各地の状況に応じ、各部隊相互の間に作戦上の準備態勢が整う。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 国家防衛にただちに動員できる人的資源が拡充される。 2. 国家防衛に動員できる天然資源比(%)と人工資源比(%)が増加する。 3. 国防の基本規定に関する実践法規が整備される。
3.	十分な施設、設備、予算を支えとして、インドネシア国軍の質的向上を図り、主要戦力要因を比率的に増強し、かつ地域ごとの国防治安維持力を開発、促進することを通して国軍のプロフェッショナリズムを向上させる。	国防開発 国防支援の開発 国内治安の開	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国軍要員を対象とする教育・訓練が改善される。 2. 地域防衛一般計画が再編される。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 国家防衛に動員できる天然資源比(%)が増加する 2. 国家防衛に動員できる人工資源比(%)と軍事力が増加する。 <p>国内治安対応における国軍と国家警察の役割と任務に関する実践法規が整備される。</p>
4.	地域の治安を維持し、世界平和維持の努力に参画する中で、国防と治安部門における相互協力を拡大し、その質的向上を図る。	国防支援の開発	<ol style="list-style-type: none"> 1. 他国との国防治安共同訓練回数が増加する。 2. 海外での平和維持活動へのインドネシア国軍参加回数が増加する。 3. 強固な外交支援の道具としての国軍能力が向上する。
5.	インドネシア共和国警察をインドネシア国軍から段階的、継続的に分離していく中で、法の確立を担う国家機関として、また地方自治拡大に伴う住民の保護・擁護機関としてのプロフェッショナリズムを向上させることにより、国家警察の完全自立を図る努力を徹底的に推進する。	治安と社会秩序の維持開発	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国軍と国家警察の分離に関する実施関連法規が整備される。 2. 国軍と国家警察の役割に関する実施関連法規が整備される。 3. 住民数に対する警察要員数の比率が向上する。 4. 警察の業績に対する国民の信頼が向上する。

No.

No.	国策大綱に述べられた指針	国家プログラム	業績評価指標
		国内治安の開発	5. 事件の解決に成功した件数比(%)が向上する。 6. 問題解決の比率(%)が向上する。 7. 国家警察用備品(%)が向上する。 8. 交通の安全、秩序、円滑化(%)が向上する。 9. 治安と社会秩序の維持機関としての国家警察要員のプロフェッショナリズムを高めるための教育プログラムが完備される。 10. 法と人権に関する手引きを受けた警察要員数が増加する。 11. 治安関連法規が整備される。 12. 地方自治施行に調和する国家警察の自立が確立される。 13. 自主的治安維持システムが整備される。 1. 国内治安妨害に対応する警察機動態勢が実現する。 2. 国内治安ドクトリンが整備される。

第12章 終章

本稿、国家開発5ヵ年計画（Propenas）は、「2000-2004年国家開発計画に関する2000年法律第25号」と不可分の一部をなす添付資料である。

国家開発5ヵ年計画の実施については、国家予算を規定した年次開発計画（Repeta）に詳細を記述し、毎年、大統領と国民議会が測定可能な業績目標を共同で決定する。

国家開発5ヵ年計画は全国、各州、各地方にまたがる、あるいは国際的な側面をもつ開発計画を規定するものであり、その性質と対象範囲からして、国家情勢を検討したうえで実践しなければならない。国家開発5ヵ年計画は、国家の高等機関、各省、および省外政府機関が戦略計画（Renstra）を作成する上の規範となるものであり、地方政府にとっては、地方開発計画（Propeda）を策定する規範とし、地方特有の多様な要望を盛り込みつつも、国家開発の枠を外れないようにするための参考となる。

開発の地方分散化が円滑かつ効果的に実践されるよう、開発プログラムの企画と立案は、国家レベルの国家開発5ヵ年計画と地方レベルの地方開発計画の間に一貫した垂直関係を保ち、現行法規に基くものでなければならない。

政府は、毎年の開発計画および予算立案のプロセスを通じ、国民議会およびその他の国家高等機関と共同して、国家開発5ヵ年計画と年次開発計画の一貫性を維持する責任を負う。より統合され、より包括的で、責任の所在が明確であり、よく実践管理の行届いた国家開発計画を実現するために、国家開発計画の担当機関・庁は開発計画、予算、モニタリング業務、ならびに業績評価の各活動の調整を行う。国家計画の調整ならびに国家計画と地方計画の調整は、統合的かつ包括的、各実践者が相互に影響し合い、透明かつ責任の所在を明確にするという原則に基づき、開発、予算、ならびにモニタリング業務と業績評価のメカニズムを通じて行う。こうしたプロセスによって得られた開発計画案と予算案は、毎年、国家予算に付属する年次開発計画として、政府と国民議会が協議、決定する。

政府、その他の国家高等機関、および社会はこの国家開発5ヵ年計画に規定された開発プログラムを真剣に実践しなければならない。初期の段階においては、治安と秩序の回復、法治国家の確立、経済的インフラ・ストラクチャーの整備を主題とした経済回復を集中的に行い、外貨準備高の増大、人的資源の開発、および社会福祉の向上、ならびに有効で国民の活性化に役立つ公共サービス機能を実現するための政府機関の整備を図る。

これらの努力は、精神的、肉体的な福祉の向上を目指すプロセスの一部として、全インドネシア国民が、より均等に、より公正に、開発の成果を享受できるようにするために必要である。

インドネシア共和国大統領

(署名)

アブドゥラフマン・ワヒド

この写しの内容は、原本と同じであることを証明する。

インドネシア共和国内閣官房庁

第1法規局局長

(署名)

ランボック V. ナハタンズ

